

制度•業務

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額改定

児童扶養手当

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が 異なる児童(18歳になって最初の3/31まで。一 定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する 母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者 (児童と同居・監護・生計維持をする方)に支給されます。

- ※婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届け 出をしてください。
- ▶ R6.4月から児童扶養手当額が改定(3.2%引き 上げ)されます

	児童扶養手当(月額)	
	全部支給	一部支給
本体額	45,500円 (+1,360円)	45,490円~10,740円(+1,360円~+330円)
第2子 加算額	10,750円 (+330円)	10,740円~ 5,380円 (+330円~+170円)
第3子 以降 加算額	6,450円 (+200円)	6,440円~ 3,230円 (+200円~+100円)

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に指定される障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)か、父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する方が受給できます。

- ※障がいの程度・住所・氏名等に変更があった場合は届け出をしてください。
- ▶ R6.4月から特別児童扶養手当額が改定(3.2% 引き上げ)されます

31020,70100,7		
等級	特別児童扶養手当(月額)	
1級	55,350円 (+1,650円)	
2級	36,860円 (+1,100円)	

受給資格

児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、公的年金給付との調整や所得制限、支給要件等の条件があります。

定例払い

特別児童扶養手当 4/11休

問 子育て支援課 ☎893-6406

マイナンバーカードの訪問申請 受付を始めます



HP



自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅(住民登録地)に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。

日時 4/16 (以、18 (水、24 (水) 10:00、14:00、15:30 対象 交野市に住民登録があり、病気や障がい等の理由により自身で外出することが難しく、初めてマイナンバーカードを申請する方

- 手続きに必要なもの 本人確認書類(顔写真あり 書類1点または顔写真なし書類2点)、通知カー ドまたは個人番号通知書、住民基本台帳カード (所有者のみ)
- ※通知カードおよび住民基本台帳カードは受付時 に返納してください。

申込条件

- ①訪問先は交野市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること (15歳未満の方および成年被後見人は法定代 理人の同席が必要)。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員が自動車で訪問するため、無料の駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望する場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。

予約方法

希望日の3日前までに、交野市マイナンバーカード予約専用ダイヤル 20570-048978 (月~金曜日9:00~17:30 祝日・年末年始を除く) (先着順) 予約をいただければ、市役所でもマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影および申請受付等を実施します。

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

問 市民課 ☎892-0121

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付



申請

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平 日来庁できない方は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 4/6世・14回9:00~12:00

※予約優先制。

予約電話 ☎0570-048978(平日9:00 ~ 17:30) 場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※予約は申請·交付·電子証明書の発行·更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

問 市民課 ☎892-0121

戸籍証明書等の広域交付

戸籍法の一部改正に伴い、お住まいや勤務先の市 区町村の窓口で戸籍証明書等の交付を受けること ができるようになりました。

取りたい戸籍の本籍地が、婚姻等に伴う本籍地の 移動により、いくつかの市区町村にあるような場合でも、1か所の窓口でまとめて請求できます。

請求できる方

▷本人

▷父母、祖父母等(直系尊属)

▷子、孫等(直系卑属)

注意

窓口での請求に限ります。郵送や代理人による交付請求はできません。請求時は、運転免許証やマイナンバーカード等、顔写真付きの本人確認書類が必要です。

お知らせ

- ▶国の戸籍情報連携システムの稼働状況が不安定で、正常な稼働状況にないため、戸籍証明書等の交付に支障が出ています。よって、システムが安定稼働し、交付に支障がなくなるまでの当面の間は「現在の戸籍証明書(全部事項証明書)」のみの受付とし、除籍証明書(除籍、改製原戸籍)の交付受付は行いません。
- ▶請求された戸籍について、本籍地への電話確認をする必要がありますので、請求から交付まで長時間お待たせする場合があります。あらかじめご了承ください。
- ○日曜日の星田会館市民サービスコーナーでは本籍 地への電話確認ができないため、交付はできません。
- ▷状況が変わりましたら、市HP等でお知らせします。
- 問 市民課 ☎892-0121

外出支援制度の申請



外出支援制度の利用には、毎年度申請が必要です。詳細は市HP、または配布のチラシをご覧ください。

申請窓口 ゆうゆうセンター1階ロビー(特設窓口)

問 福祉総務課 ☎893-6400

児童手当制度

児童手当(特例給付)は、中学3年生までの児童を養育している方に支給しています。未申請・書類不備等の方には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。また、次に該当する場合は、必ず届け出が必要です。届け出がない場合、不支給期間や返還金が発生する場合がありますのでご注意ください。

- ▷出生等で子どもが増えたとき (出生日の翌日から15日以内)
- ▷転入したとき(転入した日の翌日から15日以内)
- ▷転出したとき
- ▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
- ▷生計中心者が変更になったとき
- ▶所得等の更正により、所得上限限度額を下回ったとき
- ▷その他、支給要件に該当しなくなったとき
- 問 子育て支援課 ☎893-6406

農業者のための経営所得安定対策



主食用米を作付けしない水田で、販売目的で野菜等の作物の生産を行う農業者に対し、国から面積払いで交付金を交付します。制度詳細・営農計画書は、水田の所有者・耕作者に4月下旬頃から順次郵送します。届かない場合はお問い合わせください。申込 営農計画書に必要事項を記入し、署名また

は押印して、5/10 金までに市農業再生協議会事務局(地域振興課)に郵送

23

問 地域振興課 ☎892-0121

22